

第92回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時2020年6月25日(木曜日)
午前10時開催
場所当社 4階ホール
名古屋市西区那古野一丁目1番12号

株式会社 カノークス

証券コード 8076

新型コロナウイルスに関するお知らせ
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について
P.2に記載しております。

目次

- P.1 第92回定時株主総会招集ご通知
- P.2 議決権行使についてのご案内
- P.3 株主総会参考書類
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

添付書類

- P.9 事業報告
- P.21 連結計算書類
- P.29 計算書類
- P.36 監査報告書

株 主 各 位

名古屋市西区那古野一丁目1番12号
株式会社 カノクス
代表取締役 高 木 清 秀
社 長

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
当社 4階ホール
3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第92期（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）計算書類の内容報告の件

- 決 議 事 項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 株主総会ご出席株主様へのお土産の提供を本年は行いません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.canox.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日はノーネクタイのクールビズスタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



**株主総会
開催日時** 2020年6月25日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限 2020年6月24日（水曜日）
午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

当社第92回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は2020年6月25日（木）午前10時より、第92回定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたしますので株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

- 当社の対応について
 - 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
 - 玄関及び受付にはアルコール消毒液を設置いたします。
 - 株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。
- 株主様へのお願い
 - ご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。
 - 特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。
 - 株主総会の議決権行使は、可能な限り議決権行使書事前送付での対応をお願いします。
- 来場される株主様へのお願い
 - ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用についてご協力をお願い申し上げます。
 - ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、37.5度以上の発熱が確認された場合は入場を遠慮いただきますので、予めご了承ください。
 - 上記の対応により、例年以上に受付付近の混雑が見込まれますので、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
 - 会場内では、運営係員の誘導に従ってご着席ください。間隔をあけてご着席をお願いいたします。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たかぎ きよひで 高木 清 秀 (1956年8月29日生)	<p>1981年4月 日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社 2004年10月 NIFAST CORPORATION Director/President 2009年10月 (株)メタルワン 経営管理本部関連事業部長 2011年4月 同社 第二営業本部薄板戦略企画部長 2013年10月 同社 執行役員線材特殊鋼・ステンレス本部長 2015年4月 同社 常務執行役員線材特殊鋼・ステンレス本部長 2018年4月 当社 顧問 2018年6月 当社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] (株)メタルワン執行役員として、また(株)メタルワン関連会社で経営に携わってきた経験を有しております。加えて、2018年6月より当社社長としての経営経験を有しております。これまでの経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	8,200株
2	ふじ えだ のぶ や 藤 條 修 也 (1959年4月26日生)	<p>1983年4月 当社 入社 2008年10月 当社 名古屋本店鋼板部長 2010年6月 加納鋼板加工(株)代表取締役社長 2012年7月 当社 理事東北支店長 2012年10月 (株)カノークス北上 (現(株)カノークス鋼管北上) 代表取締役社長 (兼任) 2014年7月 当社 理事(株)空見スチールサービス代表取締役社長 2015年6月 当社 取締役執行役員(株)空見スチールサービス代表取締役社長 2017年6月 当社 取締役執行役員管理本部副本部長 2018年4月 当社 取締役執行役員管理本部副本部長兼情報システム部長 2019年4月 当社 取締役執行役員総務・情報本部長兼情報システム部長 2019年6月 当社 取締役常務執行役員総務・情報本部長兼情報システム部長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2010年6月より関係会社社長として、また2015年6月より当社取締役としての経営経験を有しております。これまでの豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	6,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	まつながとしひろ 松永敏博 (1965年10月29日生)	<p>1989年4月 当社 入社 2009年4月 当社 名古屋本店鋼管建材部長 2011年6月 当社 九州支店長 2014年6月 当社 理事東京支社長 2016年6月 当社 取締役執行役員営業本部副本部長兼東京支社長 2017年6月 当社 取締役執行役員営業本部副本部長兼名古屋本店長 2019年4月 当社 取締役執行役員営業本部長兼名古屋本店長 2019年6月 当社 取締役常務執行役員営業本部長兼名古屋本店長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2011年6月より当社九州支店長、東京支社長及び名古屋本店長として支店経営及び営業経験を有しており、また2016年6月より当社取締役としての経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	3,600株
4	こにし のぶ お 小西伸雄 (1965年8月5日生)	<p>1988年4月 当社 入社 2009年4月 当社 営業統括部長 2013年6月 当社 大阪(現 関西)支店長 2015年4月 当社 理事関西支店長兼営業本部副本部長 2017年6月 当社 執行役員経営企画部長 2018年6月 当社 取締役執行役員経営企画部長 2020年4月 当社 取締役執行役員経本部長兼経営企画部長(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 2013年6月より当社大阪(現 関西)支店長として支店経営及び営業経験を有しており、2017年6月より当社経営企画担当執行役員として、また2018年6月より当社取締役としての経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	4,000株
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> みやじまもとこ 宮島元子 (1957年1月1日生)	<p>1990年4月 弁護士登録(現任) 1993年4月 (株)豊田自動織機 入社 1996年1月 同社 法務部課長 1997年9月 南山大学法学部非常勤講師 2004年4月 名城大学大学院法務研究科教授 2016年6月 当社 取締役(現任) 2019年6月 フタバ産業(株)取締役(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 弁護士資格を有し、また企業法務での職務経験もあるほか、2016年6月より4年間当社社外取締役として法律に関する専門的見地から経営に携わっております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。</p>	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> さとう のり ゆき 佐藤 宣之 (1969年5月1日生)	1992年4月 三菱商事(株) 入社 2007年10月 京葉ランキング工業(株)出向 取締役常務 2008年4月 同社 取締役社長 2016年4月 三菱商事(株) 鉄鋼製品本部戦略企画室長 2018年4月 (株)メタルワン 薄板事業部長 (現任) 2019年6月 当社 取締役 (現任) [取締役候補者とした理由] 商社での鉄鋼営業及び加工会社での経営に携わり、2019年6月より1年間当社社外取締役として経営経験を有しております。また、当社同業界での職務経験により豊富な業界知識を有しております。これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。	なし
7	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 20px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-top: 5px;">独立</div> みや うち ゆたか 宮内 豊 (1958年5月27日生)	1981年4月 大蔵省(現 財務省) 入省 1999年7月 山形県総務部長 2007年7月 主税局総務課長 2013年7月 関税局長 2015年7月 内閣官房内閣審議官 (TPP政府対策本部) 2017年5月 三井住友信託銀行(株) 顧問 (現任) 2019年6月 ライフネット生命保険(株) 監査役 (現任) [取締役候補者とした理由] 長年にわたる官公庁での職務経験を有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。	なし

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮島元子、佐藤宣之及び宮内 豊の3氏は社外取締役候補者であります。なお、宮島元子氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年、佐藤宣之氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 宮島元子氏は(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。また、宮内 豊氏は(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であり、本議案が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社と宮島元子、佐藤宣之の両氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案が承認された場合、宮内 豊氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 社外 独立 </div> かめだよしや 亀田善也 (1957年11月24日生)	1980年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2007年4月 同行 藤ヶ丘支店長 2009年2月 同行 お客様ご相談部 副部長 2011年6月 東洋ウェルフェア(株) 常務取締役 2012年6月 同社 代表取締役社長 2013年9月 同社 退職 2014年6月 当社 常勤監査役(現任) [監査役候補者とした理由] 金融機関の出身で深い経理・財務知識を保有している一方、経営の客観性、中立性に高い見識を有しており、2014年6月より6年間当社社外監査役として業務執行に対する監査等行っております。これまでの豊富な経験と幅広い見識をもって経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言、提言をいただくため、監査役候補者としております。	1,600株
2	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 新任 社外 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 独立 </div> あらいたろう 荒井太郎 (1957年4月12日生)	1982年4月 日商岩井(株)(現 双日(株)) 入社 東京法務部 1996年8月 日商岩井米国会社 ニューヨーク法務部 2003年4月 (株)メタルワン 入社 法務部 2008年10月 東海大学法学部 非常勤講師(「国際取引法」担当) 2015年9月 (株)メタルワン 退職 2016年4月 山形大学人文社会科学部 教授(現任) [監査役候補者とした理由] 長年にわたる企業法務部門での職務経験に加え、大学教授としての経験も有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、それらの専門的な見地から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言、提言をいただくため、監査役候補者としております。	なし
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 新任 社外 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 独立 </div> もうりひろやす 毛利泰康 (1965年1月14日生)	1989年4月 中部電力(株) 入社 1998年12月 同社 退職 2000年10月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2004年6月 公認会計士登録(現任) 2015年6月 同監査法人 退職 2016年1月 ワンダープラネット(株) 常勤監査役(現任) [監査役候補者とした理由] 社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士資格を有し、また他社でも監査役を務めており、その経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言、提言をいただくため、監査役候補者としております。	なし

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 亀田善也、荒井太郎及び毛利泰康の3氏は社外監査役候補者であります。
なお、亀田善也氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
3. 亀田善也氏は(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。また、荒井太郎、毛利泰康の両氏は(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であり、本議案が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 本議案が承認された場合、荒井太郎、毛利泰康の両氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> ふじ た ゆう じ 藤田 雄 司 (1950年2月10日生)	1972年4月 (株)東海銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 1991年6月 同行 板橋支店長 1993年2月 同行 人事部参事役 1994年5月 同行 人事部教育研修室長 1996年2月 同行 市場企画部証券管理室長 1999年4月 同行 マーケットオペレーション室長 2001年6月 当社 常勤監査役 2014年6月 当社 常勤監査役辞任 2020年4月 当社 監査役(現任) [補欠監査役候補者とした理由] 金融機関の出身で深い経理・財務知識を保有している一方、経営の客観性、中立性に高い見識を有しております。また、当社の監査役を務めた経験もあり、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、その経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言、提言をいただくため、補欠監査役候補者としております。	7,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤田雄司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 藤田雄司氏は(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、監査役に就任された場合には独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 藤田雄司氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

当社の社外役員については、透明性の高い経営と強い経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を高いレベルで確立し、企業価値の向上を図るため、その独立性を判断する基準を以下のとおり定めております。

社外取締役及び社外監査役は以下の社外役員独立性基準のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- (2) 当社の主要株主（議決権ベースで10%以上）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員及び業務執行者
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ①当社グループの主要な取引先（販売先及び仕入先で年間取引高が連結売上高の2%以上の先）
 - ②当社グループの主要な借入先（借入残高が連結総資産残高の2%以上の借入先）
 - ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (5) 当社グループから多額（過去3年間いずれかの年に年1千万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- (6) 当社グループから多額（過去3年間いずれかの年に年1千万円以上）の寄付を受けている者
- (7) 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
- (8) 近親者（二親等以内の親族または同居の親族）が上記（1）から（7）までのいずれかに該当する者
- (9) 過去3年間において、上記（2）から（8）までのいずれかに該当していた者
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度の前半は、雇用・所得環境改善に伴う設備投資の拡大や個人消費の持ち直しが見られたものの、年度の後半になると、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等による世界経済の不安定化や、相次ぐ国内の自然災害、消費税増税による消費マインドの落ち込みが顕在化してきました。そこに全世界レベルの新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかける形となり、年度末に向け経済は急速に減速し、いまだに先行きが全く見通せない近年に類を見ない深刻な市民生活、経済状況が続いています。

今後の当社グループを取り巻く環境については、新型コロナウイルスとの戦いは長期化するものと思われ終息の予測は不可能であり、リーマンショックを上回る規模での収益の悪化が懸念されます。

このような環境にあるものの、当社グループは経営理念である「常にお客様から第一に求められる企業に」を念頭に、引き続き各事業場所に於いて地域貢献をミッションとし、加工機能の高度化に向け帆を緩めることなく付加価値の一層の提供に邁進してまいります。

本年度よりスタートした2021年度までの第9次中期経営計画は「新たな成長にむけた事業基盤の構築」をテーマとして掲げ、本年36億円を投じ東北、東海、九州地区に於いて新規事業を立ち上げ、量産スタートに向けた設備や統一システムの体制を整えました。

また経営インフラ強化を目指し、直轄組織である安全・コンプライアンス統括を設立し、4つの委員会（コンプライアンス委員会、安全衛生委員会、リスク管理委員会、内部統制委員会）を活性化させ、経営基盤の整備強化の形を整えて初年度を終えました。

来年度は各事業場所での着実な量産体制に移行する事は勿論のこと、最新鋭の設備を導入することにより徹底した省人省力化を図り、安全で、より競争力のある加工工場として機能を充実させお客様のニーズにしっかりとお応えしてまいります。

また経営インフラ面については、安全・コンプライアンス統括を経営インフラ統括と改称し、この傘下にサステナビリティ推進室を新たに設け更なる経営の強化と安定化に取り組んでまいります。

以上の結果、連結会計年度における当社グループの売上高は、前連結会計年度と比較して同水準の1,241億76百万円（前年度比3百万円減）となりました。これは販売数量を前年度比1.8%の減少に留め、販売単価が前年度比2.2円/kg改善した結果であります。

一方で、減価償却費をはじめとする販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は15億25百万円（同15.3%減）、経常利益は16億47百万円（同14.6%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、株式時価下落の影響による投資有価証券評価損による特別損失37百万円を計上したこと等により11億28百万円（同23.5%減）の結果となりました。

なお、売上高の品種別内訳は次のとおりであります。

「鋼板」	708億64百万円（前年度比 1.2%増）
「鋼管」	228億78百万円（前年度比 0.8%減）
「ステンレス等」	270億45百万円（前年度比 0.1%増）
「条鋼」	27億 8百万円（前年度比20.8%減）
「その他」	6億80百万円（前年度比 6.0%増）

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は17億70百万円であり、その主なものは子会社の建物に向けた支払いであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資資金、運転資金として長期で38億円、短期で62億円、合計100億円の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスという未曾有の危機的状況が世界中で起こっており、当社グループを取り巻く環境も極めて厳しいものであります。まずは企業集団も含めた従業員、家族の命を最優先と捉えた経営に取り組んでまいります。勤務形態も、在宅勤務と分散する事業拠点を活用したテレワークなど前例のない働き方へ切り替えています。本年度から取り組んできたRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）をさっそく活用し、出勤に頼らない定型業務の省人化も定着してきています。これらは感染収束後も当社グループの新たな働き方として進化定着させていく所存です。

一方で当社グループは現在第9次中期経営計画に取り組んでおり、地域経済への貢献と加工機能の強化を通じ、企業価値の向上を目指しております。本年度立ち上がった加工拠点での設備の拡充はこの厳しい環境下でも着実に遂行していく方針です。

今般の新型コロナウイルスの脅威を乗り越えた先で待つ社会において、当社グループがこれまで以上の貢献が出来るよう慎重でありながらも果敢に課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、以上の事情をご賢察いただきまして、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期別 項目	第89期 (2017年3月期)	第90期 (2018年3月期)	第91期 (2019年3月期)	第92期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(百万円)	106,330	119,513	124,180	124,176
経常利益(百万円)	1,944	1,887	1,929	1,647
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,454	1,371	1,475	1,128
1株当たり当期純利益(円)	136.16	128.42	139.39	112.65
総資産(百万円)	53,956	※ 61,673	61,526	60,139
純資産(百万円)	21,007	22,387	22,465	22,337
1株当たり純資産額(円)	1,966.99	2,096.27	2,233.72	2,286.46

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. ※につきましては、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正を適用した金額としております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期別 項目	第89期 (2017年3月期)	第90期 (2018年3月期)	第91期 (2019年3月期)	第92期(当期) (2020年3月期)
売上高(百万円)	106,329	119,511	124,127	124,048
経常利益(百万円)	1,909	1,917	1,921	1,651
当期純利益(百万円)	1,421	1,403	1,469	1,133
1株当たり当期純利益(円)	132.94	131.27	138.71	113.08
総資産(百万円)	53,680	※ 61,287	61,178	59,674
純資産(百万円)	20,650	21,966	22,125	21,998
1株当たり純資産額(円)	1,931.70	2,054.83	2,197.71	2,249.41

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. ※につきましては、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正を適用した金額としております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カノークス鋼管関東	50百万円	100.00 %	鋼管切断加工
株式会社カノークス物流	30	100.00	倉庫荷役及び鋼管切断加工
株式会社カノークス鋼管北上	80	100.00	鋼管切断加工及び運送事業
株式会社カノークス鋼管九州	50	100.00	鋼管切断加工

(7) 主要な事業内容

鉄鋼、鉄鋼関連商品の販売及び加工

(8) 主要な営業所及び工場

① 当 社

本 社 名古屋市西区那古野一丁目1番12号

本店・支社 名古屋本店 東京支社

支 店 関西支店(大阪府) 九州支店(福岡県)
北関東支店(群馬県) 東北支店(岩手県)

営 業 所 札幌営業所 金沢営業所 静岡営業所
中国営業所(広島県) 四国営業所(愛媛県)

加 工 工 場 空見センター・豊田センター(愛知県) 市川センター(千葉県)

及 び 倉 庫 北関東倉庫(群馬県) 四国センター(愛媛県)
板付倉庫(福岡県)

② 子 会 社

(株)カノークス鋼管関東(群馬県) (株)カノークス物流(愛知県)

(株)カノークス鋼管北上(岩手県) (株)カノークス鋼管九州(大分県)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比較増減
257名	2名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
186名	5名増	39歳9ヶ月	15年2ヶ月

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,462 百万円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	3,600

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,443,000株
(2) 発行済株式の総数 9,779,550株(自己株式1,323,950株を除く)
(3) 株 主 数 1,272名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	4,380 千株	44.79 %
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	455	4.66
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC O P P O R T U N I T I E S F U N D	422	4.32
株 式 会 社 愛 知 銀 行	343	3.51
株 式 会 社 岡 島 パ イ プ 製 作 所	331	3.39
加 納 光 太 郎	228	2.33
モ リ 工 業 株 式 会 社	200	2.05
双 日 マ シ ナ リ ー 株 式 会 社	180	1.84
株 式 会 社 田 窪 工 業 所	140	1.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	131	1.34

- (注) 1. 当社は、自己株式1,323千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 木 清 秀	
取 締 役	首 藤 隆 彦	安全・コンプライアンス統括管掌兼東京支社長
取 締 役	富 田 清 隆	経財本部長兼審査法務部長
取 締 役	藤 條 修 也	総務・情報本部長兼情報システム部長
取 締 役	松 永 敏 博	営業本部長兼名古屋本店長
取 締 役	小 西 伸 雄	経営企画部長
取 締 役	宮 島 元 子	弁護士、名城大学大学院法務研究科教授、フタバ産業(株)取締役
取 締 役	佐 藤 宣 之	(株)メタルワン薄板事業部長
常 勤 監 査 役	亀 田 善 也	
監 査 役	内 野 秀 幸	税理士
監 査 役	星 健 一	日鉄日新製鋼(株)執行役員名古屋支社長

- (注) 1. 取締役のうち宮島元子、佐藤宣之の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち亀田善也、内野秀幸及び星 健一の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 宮島元子、亀田善也及び内野秀幸の3氏は(株)名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
4. 監査役内野秀幸氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. (株)メタルワンは当社の大株主であります。当社との間に商取引があります。
6. 日鉄日新製鋼(株)は当社の大株主でありましたが、2020年3月19日に保有していた当社株式を全て売却しております。当社との間に商取引があります。
7. 名城大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
8. フタバ産業(株)と当社との間に商取引があります。
9. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①2019年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、取締役柴田圭亮氏は任期満了により退任し、新たに佐藤宣之氏が取締役就任いたしました。
- ②2019年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、監査役平松直人氏は辞任し、新たに星 健一氏が監査役に就任いたしました。
10. 星 健一氏は2020年4月1日をもって監査役を辞任し、同日補欠監査役の藤田雄司氏が監査役に就任いたしました。
11. 当社は執行役員制度を採用しており、当期末における各執行役員の役職、氏名及び担当は次のとおりであります。

役 職	氏 名	担 当
※ 専務執行役員	首 藤 隆 彦	安全・コンプライアンス統括管掌兼東京支社長
※ 常務執行役員	富 田 清 隆	財経本部長兼審査法務部長
※ 常務執行役員	藤 條 修 也	総務・情報本部長兼情報システム部長
※ 常務執行役員	松 永 敏 博	営業本部長兼名古屋本店長
※ 執行役員	小 西 伸 雄	経営企画部長

(注) ※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役宮島元子、佐藤宣之の両氏及び社外監査役内野秀幸、星 健一の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	125百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	17百万円 (17百万円)
合 計	9名	142百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 株主総会決議による報酬限度額（年額）は次のとおりであります。

取締役 180百万円（2005年6月28日 第77回定時株主総会決議）

監査役 40百万円（ 同 上 ）

なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

I. 取締役 宮島元子

当事業年度開催の取締役会の9割に出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に対し助言・提言を行いました。

II. 取締役 佐藤宣之

社外取締役就任後開催の取締役会のすべてに出席し、鉄鋼商社に勤務していることから鉄鋼業界に精通しており、当社の経営全般に対し助言・提言を行いました。

III. 監査役 亀田善也

当事業年度開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに財務・会計的見地から公正な意見の表明を行いました。

IV. 監査役 内野秀幸

当事業年度開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、主に取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに税理士としての専門的見地から公正な意見の表明を行いました。

V. 監査役 星 健一

社外監査役就任後開催の取締役会の8割に、監査役会の9割に出席し、主に取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性の見地から公正な意見の表明を行いました。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

- (3) 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言業務を委託し、その対価を支払っております。
- (4) 会計監査人の報酬等の額の同意について
監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障等があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。
この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

5. 会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は会社法の要請する取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し次のとおり定めております。

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は当社の企業理念である「社是」を基本に据えた「カノークスグループ行動規範」に従い、法令や定款を遵守し、誠実かつ公正な企業行動を行う。
また、定期的な研修にてその意義や重要性について繰返し周知徹底に努める。
 - ② コンプライアンス委員会は常勤取締役、執行役員、経営企画部長、総務人事部長、財務・経理部長及び審査法務部長をもって構成し、社長が委員長にあたる。コンプライアンスに関する現況、問題点を把握し、必要に応じて方針、指示を出す。
 - ③ 安全衛生委員会は担当役員、総務人事部をもって構成し、社員全員の安全と健康の確保のための安全衛生活動を実施する。
 - ④ 内部統制委員会は担当役員、監査室長、総務人事部長、財務・経理部長及び情報システム部長をもって構成し、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の確認、体制整備の見直しを通じて経営基盤の安定、強化をはかる。
 - ⑤ リスク管理委員会は担当役員、経営企画部長、総務人事部長、財務・経理部長、審査法務部長及び情報システム部長をもって構成し、当社グループの企業活動に伴うリスクを把握・分析し、リスクの顕在化の未然防止、影響を最小限に留めるべく管理に取り組む。
 - ⑥ 常勤監査役は、②から⑤の各委員会にいつでも出席し、必要な場合、意見を述べるものとする。
 - ⑦ 適切な財務諸表作成のために、財務・経理部長は「経理に関する諸規程」の周知徹底をはかる。
 - ⑧ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に社外弁護士宛内部通報窓口を設ける。
 - ⑨ 監査室（室長 野口猛司）は、定期的に各店、子会社の監査を行い、その結果を取締役、監査役へ報告する。
また、取締役は必要な改善の指示を行う。
 - ⑩ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等の外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については「文書管理規程」に基づき所定の期間保存する。

- ② 次に掲げる文書は本社に10年以上保管し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
「株主総会議事録」「取締役会議事録及び資料」「決算書類」「稟議書」
- (3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、当社グループの企業活動に伴うリスクを把握・分析し、リスク顕在化の未然防止、影響を最小限に留めるべく「リスク管理組織・運営規程」を制定している。リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しており、会社存続に関わる重大なリスクが発生した場合は対策本部を設置し、対応にあたる。
- ② 災害等の発生に備えて、防災用品の備置や大規模災害時初動対応手順書の整備等を行う。
- (4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は取締役会の承認を受けた経営計画に基づき年度経営方針及び各部門の活動計画を策定する。
取締役会及び営業会議にて定期的なレビューを行い、業務執行の実効性を高める。
- ② 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人において、各職位の職務及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌について「業務分掌規程」、「権限規程」、「関係会社管理規程」を制定し効率的な経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社管理規程に基づき、経営企画部が子会社の総括部門として、子会社から報告を受け経営や業績の状況を把握し、経営企画部長は、月一回開催する取締役会にて報告する。
- ② 子会社の経営の主体性を尊重しつつ、当社グループの適正な経営のため当社との事前協議事項を取り決め運用する。
- ③ 当社から子会社への取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社の業務執行状況、リスクマネジメントやコンプライアンスの状況等を確認する。
- (6) 財務報告に関する体制
当社グループの財務報告の適正性を確保するため監査室を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセス及びその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務の執行を補助するため、必要に応じて補助者を置くことができる。
- (8) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役の補助者の人事評価や人事異動については、監査役の意見を聴取のうえ、決定する。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役は取締役会の他、執行役員会等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明する。
 - ② 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、社内規程に基づき、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
監査役はいつでも、取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ③ 当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、社内関係部門・会計監査人等との意思疎通をはかり、情報の収集や調査にあたっては取締役、執行役員及び関係部門はこれに協力する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を13回開催し、予算の策定等経営に関する重要な事項や法律等で定められた事項の審議と決定、当社グループの月次業績の報告と分析、必要な対応事項を検討いたしました。社外取締役は独立した立場から審議・決定に加わり経営の監視・監督を行っています。
- (2) 監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。また、常勤監査役は取締役会の他、執行役員会、営業会議に出席するとともに、取締役への直接の聞き取りを行うなど業務執行やコンプライアンスの状況について経営監視を行っています。

III. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的な視点から株主への安定的かつ継続的な配当を行うとともに、適正な内部留保の確保により企業体質を強化し、今後の成長のための投資にそれを有効活用することを経営の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、中間配当は1株当たり17円、そして期末配当は1株当たり20円とすることを2020年5月22日の取締役会にて決議いたしました。年間配当金はあわせまして1株当たり37円となります。

また現時点では次期の年間配当金は、新型コロナウイルスによる影響等勘案し未定とさせていただきます。

以上

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	49,325,412	流 動 負 債	29,538,332
現金及び預金	6,467,344	支払手形及び買掛金	10,251,379
受取手形及び売掛金	22,491,881	電子記録債務	2,567,407
電子記録債権	8,152,953	短期借入金	14,500,000
商 品	12,133,175	1年内償還予定の社債	1,000,000
前 払 費 用	22,473	1年内返済予定の長期借入金	316,800
そ の 他	60,651	未 払 費 用	33,752
貸 倒 引 当 金	△ 3,067	未 払 法 人 税 等	242,787
固 定 資 産	10,801,115	賞 与 引 当 金	224,278
有形固定資産	6,397,574	そ の 他	401,926
建物及び構築物	2,619,437	固 定 負 債	8,264,188
機械装置及び運搬具	391,611	社 債	2,500,000
土 地	3,250,615	長 期 借 入 金	4,404,000
建 設 仮 勘 定	32,790	繰 延 税 金 負 債	591,190
そ の 他	103,118	再評価に係る繰延税金負債	532,730
無形固定資産	23,985	退職給付に係る負債	119,036
ソフトウェア	23,985	そ の 他	117,231
そ の 他	0	負 債 合 計	37,802,520
投資その他の資産	4,379,555	純 資 産 の 部	
投資有価証券	4,265,119	株 主 資 本	19,748,103
長期前払費用	5,938	資 本 金	2,310,000
そ の 他	120,897	資 本 剰 余 金	1,802,656
貸 倒 引 当 金	△ 12,400	利 益 剰 余 金	16,694,652
繰 延 資 産	13,036	自 己 株 式	△ 1,059,205
社債発行費	13,036	その他の包括利益累計額	2,588,940
資 産 合 計	60,139,564	その他有価証券評価差額金	1,788,294
		土地再評価差額金	977,583
		退職給付に係る調整累計額	△ 176,938
		純 資 産 合 計	22,337,043
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	60,139,564

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		124,176,988
売 上 原 価		117,966,593
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,210,394
営 業 外 収 益		4,684,471
受 取 配 当 金	598	1,525,923
仕 入 割 引	154,075	
受 取 賃 貸 料	42,406	
営 業 外 費 用	53,144	281,740
支 払 割 引	31,515	
賃 貸 収 入 原 価	55,549	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	48,646	
特 別 損 失	29,948	160,080
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	2,878	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,056	1,647,583
法 人 税 等 調 整 額		
当 期 純 利 益		1,609,846
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	37,737	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	555,855	481,831
	△ 74,024	1,128,014
		—
		1,128,014

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,310,000	1,802,656	15,939,143	△ 785,159	19,266,640
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 372,505		△ 372,505
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,128,014		1,128,014
自 己 株 式 の 取 得				△ 274,046	△ 274,046
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	755,508	△ 274,046	481,462
当 期 末 残 高	2,310,000	1,802,656	16,694,652	△1,059,205	19,748,103

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	2,400,582	981,239	△ 182,977	3,198,844	22,465,485
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 372,505
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					1,128,014
自 己 株 式 の 取 得					△ 274,046
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 612,287	△ 3,655	6,039	△ 609,904	△ 609,904
当 期 変 動 額 合 計	△ 612,287	△ 3,655	6,039	△ 609,904	△ 128,441
当 期 末 残 高	1,788,294	977,583	△ 176,938	2,588,940	22,337,043

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

(株)カノークス鋼管関東、(株)カノークス物流、(株)カノークス鋼管九州、(株)カノークス鋼管北上

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

石川技研工業(株)、(株)空見スチールサービス

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、四国営業所、自家倉庫、賃貸資産については、定額法を採用しております。

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～12年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 3,468,667千円

(2) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法..... 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める方法により算出
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △529,700千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,103,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	201,354	20	2019年3月31日	2019年6月11日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	171,150	17	2019年9月30日	2019年12月2日
計		372,505			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	195,591	20	2020年3月31日	2020年6月10日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に取り先信用状況を確認し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券はすべて株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は、主に運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,467,344	6,467,344	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,491,881	22,491,881	—
(3) 電子記録債権	8,152,953	8,152,953	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	3,797,104	3,797,104	—
(5) 支払手形及び買掛金	10,251,379	10,251,379	—
(6) 電子記録債務	2,567,407	2,567,407	—
(7) 短期借入金	14,500,000	14,500,000	—
(8) 1年内償還予定の社債	1,000,000	1,000,000	—
(9) 1年内返済予定の長期借入金	316,800	316,800	—
(10) 未払法人税等	242,787	242,787	—
(11) 社債	2,500,000	2,503,561	3,561
(12) 長期借入金	4,404,000	4,407,626	3,626

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 1年内償還予定の社債、

(9) 1年内返済予定の長期借入金、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 社債、(12) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額25,126千円）及び持分法適用の関連会社株式（連結貸借対照表計上額442,888千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県と岩手県において、賃貸用の建物及び土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時	価
872,191		621,400

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む。）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,286円46銭
1株当たり当期純利益	112円65銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	48,776,620	流動負債	29,504,025
現金及び預金	5,916,344	支払手形	606,200
受取手形	5,823,503	電子記録債権	2,567,407
電子記録債権	8,152,953	短期借入金	9,674,219
売掛金	16,656,128	1年内償還予定の社債	14,500,000
商掛金	12,133,195	1年内返済予定の長期借入金	1,000,000
前払費用	21,136	リース負債	316,800
未収入金	9,412	リース負債	2,476
その他の金	67,015	未払費用	260,652
貸倒引当金	△ 3,069	未払法人税等	30,458
固定資産	10,884,657	未払法人税等	241,751
有形固定資産	6,141,941	賞与引当金	26,199
建物	2,327,133	その他の引当金	203,821
構築物	290,594	固定負債	74,037
機械及び装置	207,796	社債	8,172,049
車両運搬具	0	長期借入金	2,500,000
工具、器具及び備品	33,940	リース借入金	4,404,000
土地	3,250,615	繰延税金負債	4,381
リース資産	6,149	繰延税金負債	668,430
建設仮勘定	25,710	繰延税金負債	532,730
無形固定資産	23,509	繰延税金負債	62,506
ソフトウェア	23,509	負債合計	37,676,075
その他の資産	0	純資産の部	
投資その他の資産	4,719,206	株主資本	19,234,066
投資有価証券	3,822,231	資本	2,310,000
関係会社株式	461,450	本剰余金	1,802,656
長期貸付金	192,748	資本剰余金	1,802,600
固定化営業債権	4,905	利益剰余金	56
長期前払費用	5,938	利益剰余金	16,177,321
その他の金	244,351	利益剰余金	71,564
貸倒引当金	△ 12,419	利益剰余金	16,105,757
繰延資産	13,036	繰延税金負債	117,149
社債発行費用	13,036	繰延税金負債	3,603
資産合計	59,674,314	繰延税金負債	14,270,000
		繰延税金負債	1,715,004
		繰延税金負債	△ 1,055,912
		繰延税金負債	2,764,173
		繰延税金負債	1,786,589
		繰延税金負債	977,583
		純資産合計	21,998,239
		負債及び純資産合計	59,674,314

損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		124,048,736
売上原価		117,757,483
売上総利益		6,291,252
販売費及び一般管理費		4,760,065
営業利益		1,531,187
営業外収益		
受取利息	879	
受取配当金	157,366	
仕入割引	42,406	
受取賃貸料	80,175	
雑収入	30,057	310,885
営業外費用		
支払利息	56,278	
売上割引	48,646	
賃貸収入原価	50,425	
雑損失	35,002	190,353
経常利益		1,651,718
特別損失		
投資有価証券評価損	37,737	37,737
税引前当期純利益		1,613,981
法人税、住民税及び事業税	554,382	
法人税等調整額	△ 73,837	480,544
当期純利益		1,133,436

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				利益剰余金合計
					買換資産圧縮積立金	特別償却金	却金	別途積立金	繰越利益金	
当期首残高	2,310,000	1,802,600	56	1,802,656	71,564	135,882	7,229	13,270,000	1,931,714	15,416,391
当期変動額										
剰余金の配当									△ 372,505	△ 372,505
当期純利益									1,133,436	1,133,436
自己株式の取得										
買換資産圧縮積立金の取崩						△ 18,733			18,733	—
特別償却準備金の取崩							△ 3,625		3,625	—
別途積立金の積立								1,000,000	△ 1,000,000	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 18,733	△ 3,625	1,000,000	△ 216,710	760,930
当期末残高	2,310,000	1,802,600	56	1,802,656	71,564	117,149	3,603	14,270,000	1,715,004	16,177,321

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 781,865	18,747,181	2,397,552	981,239	3,378,792	22,125,974
当期変動額						
剰余金の配当		△ 372,505				△ 372,505
当期純利益		1,133,436				1,133,436
自己株式の取得	△ 274,046	△ 274,046				△ 274,046
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 610,963	△ 3,655	△ 614,619	△ 614,619
当期変動額合計	△ 274,046	486,884	△ 610,963	△ 3,655	△ 614,619	△ 127,734
当期末残高	△ 1,055,912	19,234,066	1,786,589	977,583	2,764,173	21,998,239

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、四国営業所、自家倉庫、賃貸資産については、定額法を採用しております。

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）で按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）で按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理しております。

また、当事業年度末は、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、その超過額（135,147千円）は、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費…社債償還期間にわたり定額法により償却しております。
- ② 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの処理と異なっております。
- ③ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額…………… 3,279,642千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権…………… 122,109千円

長期金銭債権…………… 190,500千円

短期金銭債務…………… 1,214,396千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…………… 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める方法により算出

・再評価を行った年月日…………… 2002年3月31日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…………… △529,700千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高…………… 1,051,410千円

仕入高…………… 4,827,259千円

販売費及び一般管理費の取引高…………… 200,820千円

営業取引以外の取引による取引高…………… 65,405千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,035,771	288,179	—	1,323,950

(変動事由の概要)

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	288,000株
単元未満株式の買取りによる増加	179株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	4,739千円
投資有価証券	36,637千円
未払健保厚生保険料	8,713千円
未払事業税等	20,446千円
賞与引当金	62,369千円
退職給付引当金	156,505千円
その他	41,129千円
繰延税金資産小計	330,541千円
評価性引当額	△ 76,313千円
繰延税金資産合計	254,227千円

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△ 96,304千円
買換資産圧縮積立金	△ 51,653千円
特別償却準備金	△ 1,588千円
その他有価証券評価差額金	△ 773,111千円
繰延税金負債合計	△ 922,658千円
繰延税金負債の純額	△ 668,430千円

再評価に係る繰延税金資産

土地再評価差額金	70,574千円
評価性引当額	△ 70,574千円
再評価に係る繰延税金資産合計	—

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	△ 532,730千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△ 532,730千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△ 532,730千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	(株)メタルワン	(被所有) 直接 45.0%	鋼材の仕入及び販売	鋼材の仕入	2,576,198	買掛金	771,061
主要株主	日鉄日新製鋼(株)	(被所有) 直接 12.5%	鋼材の仕入	鋼材の仕入	25,236,379	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 鋼材の販売・仕入価格は市場の実勢価格を基準として取り決めております。
- ② 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- ③ 日鉄日新製鋼(株)は、2020年3月19日に保有している当社株式を全て売却したことにより、当社の「主要株主」に該当しないこととなりました。このため、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を、また、議決権等の所有割合は関連当事者に該当していた時点での割合を表示しております。なお、期末時点では関連当事者に該当しないため、期末残高を表示しておりません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	(株)空見スチール サービス	(所有) 直接 31.0%	当社商品の剪断加工 及び資産の賃貸 役員の兼任	資産の賃貸	25,852	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資産賃貸料については、総原価を勘案した金額を提示したうえで双方協議により決定しております。
- ② 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,249円41銭
1株当たり当期純利益	113円08銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社カノークス
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達治 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後藤 泰彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カノークスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カノークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社カノークス
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達治 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後藤 泰彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カノークスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株主会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、また連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社カノークス監査役会

常 勤 監 査 役 亀 田 善 也 ㊟
 監 査 役 内 野 秀 幸 ㊟
 監 査 役 藤 田 雄 司 ㊟

(注) 常勤監査役亀田善也、監査役内野秀幸及び監査役藤田雄司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

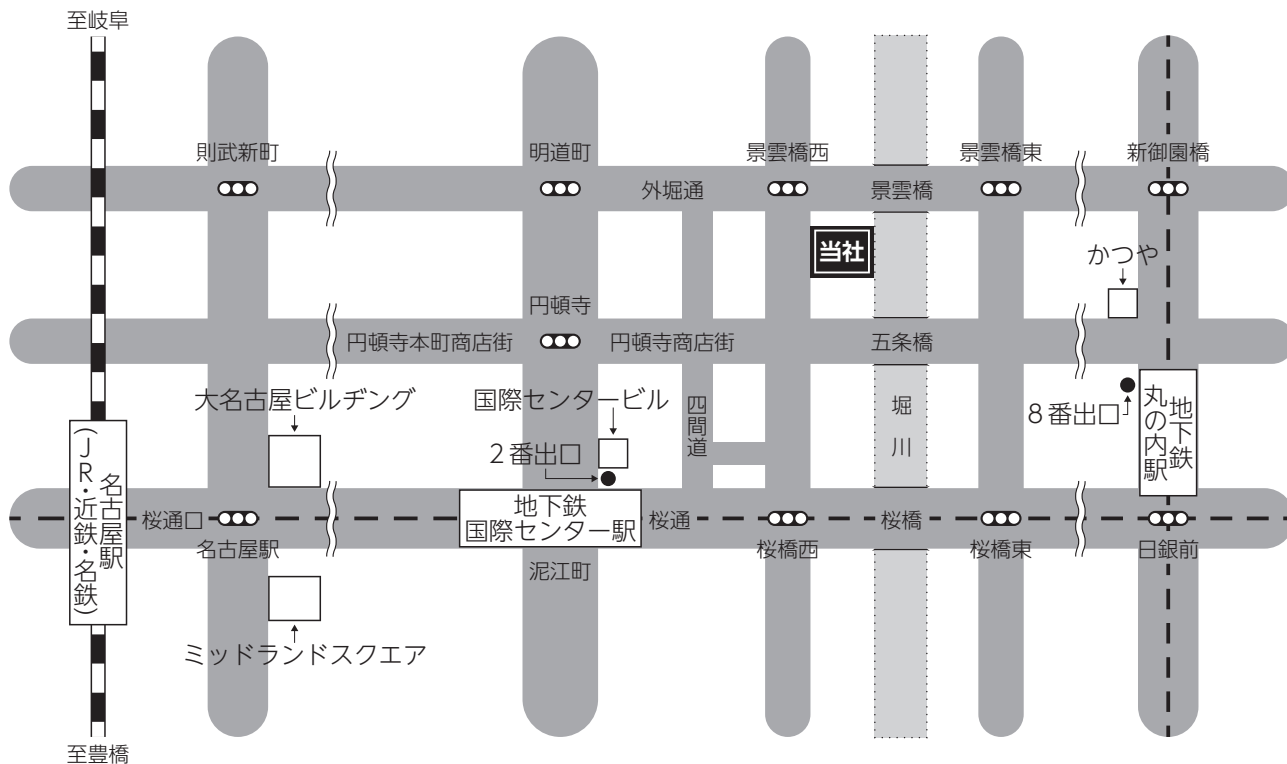
〈× 毛 欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内

日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付時間：午前9時20分より）

会場 [株式会社カノークス 本社4階ホール] 名古屋市西区那古野一丁目1番12号 電話番号：052-564-3511



交通のご案内

